

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第3委員会室
		担当職員	八木
日 時	平成25年3月12日(火曜日)	開 議	午前 11 時 00 分
		閉 議	午後 4 時 12 分
出席委員	明田 酒井 苗村 竹田 藤本 眞継 立花 西口		
理事者出席者	坂井病院事業管理者 野中管理部長 赤間病院総務課長 佐々木病院総務課副課長 森環境市民部長 木村環境政策課長 中西環境総務係長 中川環境クリーン推進課長 野々口市民課長 吉田保険医療課長 西田保険医療課副課長 武田健康福祉部長 小川こども福祉課長 河原こども福祉課副課長 吉田障害福祉課長 中村障害福祉課参事 桜井障害福祉課副課長 玉記高齢福祉課長 俣野健康増進課長 塚本保健庶務係長		
事務局	阿久根係長 八木		
傍聴者	市民 - 名	報道関係者 - 名	議員 - 名()

会 議 の 概 要

1 開議

2 議案審査

[理事者入室] 市立病院

< 病院事業管理者 >

あいさつ

(1) 第 6 9 号 議 案 平成 2 4 年度 亀 岡 市 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

< 病院総務課長 >

資料に基づき説明

～ 1 1 : 1 0

[質疑]

< 立花委員 >

室料差額収益に係る減額補正で、特別病室があることなど、補正額が多額である理由は。

< 病院管理部長 >

室料差額収益に係る補正は当初予算との差である。

< 立花委員 >

特別室の利用実績は。

室料差額収益減の理由は。

< 管理部長 >

年間で数日の利用がある。

当初予算は昨年、一昨年の病床利用実績から積算している。今年度の利用実績が減少していることからその分を補正している。

< 眞継委員 >

医師が不足したことが医業収益減の要因である。従って医業費用における医師の

人件費は、相当分程度の実支出が減額されると考えるが状況はどうか。

< 病院事業管理者 >

医業費用における報償費増について、予定していた医師が派遣されない状況の対策として、南丹病院に依頼し、対応いただける副院長等の派遣をいただいた。非常勤の医師により対応しなくてはならない状況から、医師により報酬等に差が生じ、補正計上の要因となった。また入院については常勤医師が担当することが基本であるので対応が難しかった。

< 眞継委員 >

外来については報酬等の増額補正等もあったが非常勤医師を確保しつつ対応したが、入院までの対応には至らなかったということか。

< 病院事業管理者 >

そうである。

< 明田委員長 >

医師の不足によって患者数は減る。どのように理解すればいいのか。

< 病院事業管理者 >

医師 1 人が対応する患者数の精算等もあるが、医師の診療内容によって他の医療機関との紹介などの連携等もある。病院全体として考えなくてはならない。

< 藤本委員 >

病院改革プランでは黒字決算であったが、本予算は赤字である。累積欠損金は増加しているのか。

< 管理部長 >

平成 2 2 年度約 3 千万円の黒字、平成 2 3 年度約 5 千万円の黒字であった。平成 2 1 年度末の累積欠損金は約 5 億円であったので、2 年間で約 8 千万減少した。平成 2 4 年度決算は平成 2 5 年度予算としては約 1 億 3 , 5 0 0 万円で計上しているが、決算ではおそらく 1 億円程度の赤字と見込んでいる。

< 竹田委員 >

インフルエンザの流行など、今年度の収益に影響するような事情はあったのか。

< 管理部長 >

1 月末の状況で外来が 2 9 5 人 / 日である。インフルエンザと感染性胃腸炎の流行もあったが全体として昨年並みである。診療科別では内科が減少し整形外科が増加している。

< 苗村委員 >

電子カルテの導入効果は。

< 管理部長 >

電子カルテそのものは収益をあげるものではない。患者サービスの向上、院内情報の共有化等の総合的な効果を発揮するものである。ペーパーレス化による紙費減の効果等はあるが。平成 2 4 年 1 2 月に稼働したところであり、日々職員の習熟は進んでいる。

< 西口委員 >

改革プランの目標と現状の比較は。

< 管理部長 >

改革プランの目標は収支均等を図ることであり、平成 2 3 年度に約 8 0 0 万円の黒字を目標とした。収支の結果は平成 2 2 年度、平成 2 3 年度決算のとおりである。また、プランの指標として、経常収支比率は達成、病床利用率は未達成、給与比率の削減は達成である。

[理事者退室]

~ 11 : 30

行政視察について

< 明田委員長 >

視察先等の意見はあるか。

< 竹田委員 >

昨年介護保険事業に係り埼玉県和光市を視察したが、地域ケア会議という形で、和光市の取り組みが全国的な制度として整備されることとなった。介護保険事業の関係で静岡県富士宮市、東京都青梅市が国の制度研究でも議論に加わっている。参考にされたい。

< 立花委員 >

病院について、100床規模の経営はかなり困難といわれている。本市と同規模かつ急性期対応で黒字経営の自治体病院を視察したい。昨年の三浦市立病院は同規模ではあったが療養型の傾向であった。

介護保険関係では計画見直しのごとに、介護保険料の値上げが迫られる。介護サービスだけでなく、保険料の関係からも視察したい。

< 明田委員長 >

委員長において整理する。

~ 11 : 40

< 休憩 11 : 40 ~ 13 : 00 >

[理事者入室] 環境市民部

< 環境市民部長 >

あいさつ・概要説明

(2) 第60号議案 平成24年度亀岡市一般会計補正予算(第7号)

< 担当課長 >

資料に基づき順次説明

~ 13 : 15

[質疑]

< 藤本委員 >

P43、浄化槽設置整備事業経費について、当初見込みと実績は。

< 環境政策課長 >

地域再生計画に基づき80基を予定。実績は5人槽6基、7人槽3基、10人槽0基である。経済状況等の影響もあると推測する。

< 藤本委員 >

現在補助率は4割である。来年度からは5割補助となることから今年度の設置を控えた例も多いと考えるが。

< 環境政策課長 >

補助率の変更についてはまだ明らかにしていない。平成25年度予算に伴い説明する。

< 苗村委員 >

P 3 5、老人医療助成経費について、減額の要因は。

< 保険医療課長 >

当初予算算定時の受給者数見込みでは平成 2 1 年度及び平成 2 2 年度の対象者の伸びを参考とした。率で 2 7 % 程度の伸びであった。それらと平成 2 3 年度の見込みから予算計上した。平成 2 3 年度の実績は 7 . 7 % の伸びとなったため、それを参考に本年度の必要分を再度算定し、相当分を減額する補正とした。

< 苗村委員 >

この制度の対象は 6 5 歳から 6 9 歳までで、申請によるものか。

< 保険医療課長 >

そうである。所得により判定する。

< 苗村委員 >

広報紙等で周知されるが、市窓口での周知はどうか。

< 保険医療課長 >

キラリおしらせに年 3 回掲載し、窓口でも制度の紹介をしている。

< 苗村委員 >

対象者への丁寧な周知を望む。

< 西口委員 >

バケットコンパクタについて、入札参加業者数、落札の状況、稼働時期、耐用年数は。

< 環境クリーン推進課長 >

現時点で、国内で本機械を取り扱う業者は 2 社である。入札は 2 社が参加。2 月末に納品され点検し稼働している。耐用年数の定めはないが、建設機械について減価償却期間は 1 1 年である。更新前の機械は 1 5 年使用している。少なくともエコトピア亀岡の計画年数期間中は使用していきたい。落札価格は 2 , 8 8 7 万 5 千円、予算額は 3 , 0 4 5 万円。

~ 1 3 : 2 7

(3) 第 6 1 号議案 平成 2 5 年度亀岡市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

< 保険医療課長 >

資料に基づき説明

[質疑]

なし

~ 1 3 : 4 6

(4) 第 7 9 号議案 亀岡市国民健康保険条例の一部改正

< 保険医療課長 >

資料に基づき説明

~ 1 3 : 5 3

[質疑]

< 立花委員 >

8 年経過後は軽減を受けられないことになり、年の離れた夫婦などがそうである。国の制度としてはそのように定められたが、対象者も少ないと予想されることから、本市独自で軽減措置を継続できるようにしてはどうか。

< 保険医療課長 >

現在、平等割の半額措置を受けている世帯が1,276世帯。制度開始の平成20年度から世帯数に大きな変化はない。世帯数が積みあがっていない理由としては年齢に差がある世帯がそれほど多くないのかとも推測する。政令改正による本条例の改正により今後システムを改修し対象を把握することになるので、現時点で対象者は把握できないが、対象者は少ないと予測している。国の制度による改正なので額は少ないであろうが財源等を考えると本市独自で拡大することは困難と考える。

< 立花委員 >

政令による改正なので独自制度の困難さは理解しているが、被保険者の立場を考えると一定の配慮も必要と思われる。今後の検討を要望する。

[理事者退室]

~ 13 : 58

< 休憩 13 : 58 ~ 14 : 03 >

[理事者入室] 健康福祉部

< 健康福祉部長 >

あいさつ・概要説明

(5) 第60号議案 平成24年度亀岡市一般会計補正予算(第7号)

< 担当課長 >

資料に基づき順次説明

~ 14 : 42

[質疑]

< 苗村委員 >

P41、予防接種経費減の要因として日本脳炎、MR等以外は。

P35、障害者福祉サービス事業経費、放課後事業の詳細は。

< 健康増進課長 >

日本脳炎1,070万円、MR216万円、3種混合116万円、Hib100万円、その他である。

< 障害福祉課長 >

丹波支援学校等に通学する18歳未満の障害児を対象とした放課後、休日の居場所づくり事業である。ハピネスサポートセンター等で実施している。昨年度までは日中一時事業として地域生活支援事業の中で運営していたが、児童福祉法の改正により経費を変更した。

< 苗村委員 >

実績人数は。

< 障害福祉課長 >

平成24年11月現在で61人が登録、利用。

< 明田委員長 >

繰越明許費とされた曾我部町での介護基盤緊急整備等特別対策事業について、金額の根拠等は。

< 高齢福祉課長 >

小規模多機能型及びグループホーム分としてそれぞれ3,000万円。建物全体の工事費は1億6,200万円。

< 竹田委員 >

P33、作業所等への通所サービスについて、金額を改正したのか。

P33、高齢者生活支援経費、緊急通報装置について、従前からアナログ回線機器しか対応していないとのことであったが、状況に変化はあったか。

P35、老人保護措置経費、実績2名について、入所施設は。

P41、発達支援事業経費、心理職の出産等による補正であるが、代替職員、担当業務は。

明許繰越の介護基盤緊急整備等特別対策事業について、過去の同施設の整備も年度をまたがったの事業となった。今回の例は地域が積極的な働きかけを行ったものである。事業が完了しない理由は。

< 障害福祉課長 >

事業所からの聴取により昨年と同等と認識している。

< 高齢福祉課長 >

現機器はアナログ回線にしか対応していない。研究を続けたい。

養護老人ホーム長生園及び松寿園。

< 健康増進課長 >

妊娠に伴う体調から余儀なく欠勤等があったので対応した。健康相談、乳幼児健診などで発達支援等の対応などの業務を担当。

< 健康福祉部長 >

本市は公募方式を採用している。今回は7月に説明会を開催、8月に計画書提出、9月に決定となった。事業スケジュールがそもそも厳しい。開発手続だけでも相当の日数を要する。しかし、地域密着型事業は開発手続に多くの調整を要する地域にも、事業の性格上必要なものであり、繰越明許とならざるを得ないものである。今後、公募時期の前倒し等改善を検討したい。

< 藤本委員 >

P9、妊婦健康診査事業費補助金について、従前補助金で交付されていた分が、交付税に算入されたとのこと。予算は取りやすくなったのか。

< 健康増進課長 >

外形的に確認しにくい状況にはなったと考える。

< 立花委員 >

P33、地域生活支援事業経費、休日のガイドヘルパーについて活動状況、積算根拠等は。

< 障害福祉課長 >

平成24年度126人が利用。年間で1,400万円程度の見込み。1時間当たりでの単価設定であるが、障害者福祉サービスの居宅介護サービスの費用単価より若干低い単価を本市で設定し、法人に委託契約している。

< 立花委員 >

ヘルパーの資格を有する者に対する委託について、時間単価の積算は。

< 障害福祉課長 >

利用者に必要なサービス単位を市が算定し時間単価を設定する。利用者の生活状況を十分徴取し、市は支給上限を決定している。利用者は必要に応じて事業者との契約の中でサービスを利用している。1時間あたり1,500円。

<西口委員>

P35、障害者福祉サービス事業経費について、事業内容及び花ノ木の新規事業とは。

<障害福祉課長>

居宅介護ホームヘルプサービス75人利用、視覚障害者が外出される場合のサポート事業である同行援護事業5人利用、知的障害者の外出援護事業である行動援護事業7人利用、療養介護事業として18歳以上の者の花ノ木への入所事業であり昨年まで府の事業であったが法改正により市の事業となったもの22人、生活介護事業として障害者の日中の居場所作り事業228人利用、その他様々な事業があり、組み合わせて利用される。

制度移管や新規事業などで事業費が増大してきている。

<西口委員>

補正額が多額であったので質疑した。

~ 15 : 04

(6) 第63号議案 平成24年度亀岡市休日診療事業特別会計補正予算(第1号)

<健康増進課長>

資料に基づき順次説明

[質疑]

なし

~ 15 : 06

(7) 第65号議案 平成24年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

<高齢福祉課長>

資料に基づき説明

~ 15 : 18

[質疑]

<苗村委員>

歳入の保険料収入減について、事業の減少が保険料の減額に係る理由は。

<高齢福祉課長>

介護予防事業の財源として保険料分を19%充てることになっている。従って予算計上した事業費より減額が生じた分を充当しないこととすることである。

<立花委員>

事業費用が減った分、歳入も見合うだけ減額しておかなくてはならないということ。事業実績等は決算時でないとは把握できないが。

<高齢福祉課長>

立花委員説明のとおりである。

[理事者退室]

~ 15 : 21

<休憩 15 : 21 ~ 15 : 30 >

4 討論～採決

[自由討議]

< 苗村委員 >

国保条例の一部改正について、市独自で、4分の1減額を2分の1減額に拡大した場合の対象者数等の積算が困難とのことである。おおよそ1世帯6,600円程度が金額的な影響と推測するが、積算資料の提出を求めたい。軽減措置の拡大が困難なのはルール外であることも理由であるが、必要経費からの検討もすべき。

< 立花委員 >

拡大した場合の対象者は少数である。年齢の離れた夫婦が予想される。積算は難しいであろうが必要経費は少ないことが予想されるので、減額を拡大できるのではないかと考える。対象者が明確になってから再度説明を受けてはどうか。

< 竹田委員 >

議題となっている国保条例の改正についての是非を議論すべきである。立花委員等の意見は条例議案の範囲を超えており、別の議題として整理すべき。

< 藤本委員 >

条例議案としては了である。

< 立花委員 >

条例改正の内容は政令の改正に対応するものである。

< 苗村委員 >

条例議案は了であるが、被保険者の立場では保険料が上がることになる。

< 明田委員長 >

条例案としては各委員賛成であろう。

< 西口委員 >

条例議案とは別に本委員会として検討してはどうか。そのためには積算資料が必要である。来年度になって対象者が把握できれば資料の提出を求めたい。必要経費が少なければ対応できるのではないか。

< 明田委員長 >

資料等については委員長において調整する。

< 酒井副委員長 >

親子世帯でも状況は同じであろう。対象者が少なければ減額を拡大するべきということか。

< 苗村委員 >

委員会として、対象者が明確になった時点で資料をもとに検討しようということである。

< 藤本委員 >

親子の国保世帯はありえるのか。

< 酒井副委員長 >

ある。

< 竹田委員 >

議案資料の図で示されている夫婦世帯とは例示であり親子もあり得る。

< 苗村委員 >

夫婦に限らない。

< 酒井副委員長 >

提出された資料により示された必要経費で減額拡大の是非を判断するのか。

< 苗村委員 >

現状把握が必要である。資料の提出を。

< 明田委員長 >

委員会で今後検討するということである。資料については委員長で調整する。

< 立花委員 >

条例改正により来年度対象者が把握できることからそれを待って委員会で検討したい。

< 明田委員長 >

委員会で今後検討するということである。

< 立花委員 >

世帯構成には様々なパターンがあるので若年もあるかも知れない。

< 竹田委員 >

特定世帯が対象なので、若年者は少ないのではないか。

< 立花委員 >

所得割に係る制度ではない。対象が明らかになった時点で検討すべき。

< 明田委員長 >

委員会で今後検討する。資料については委員長で調整する。

[討論]

< 藤本委員 >

いずれも精算見込みによる補正であり了解。賛成である。

[採決]

第60号議案	挙手	全員	可決
第61号議案	挙手	全員	可決
第63号議案	挙手	全員	可決
第65号議案	挙手	全員	可決
第69号議案	挙手	全員	可決
第79号議案	挙手	全員	可決

< 明田委員長 >

委員長報告について、意見がなければ委員長において案を作成し次の委員会で確認願う。

< 全員了 >

5 その他

議会だよりでの委員会報告内容について

< 明田委員長 >

意見はあるか。

< 西口委員 >

自由討議で議論となった国保条例改正内容の世帯別平等割に係る配慮4分の1減額は市民に周知する必要があると思われる。

< 藤本委員 >

条例改正の内容は、常任委員会の審査としてではなく、議会だよりに掲載される

のではないか。

< 西口委員 >

議会だよりの常任委員会審査内容の欄は各常任委員会で掲載内容を決定するものである。

< 明田委員長 >

脳ドックについても委員会で議論となったが。

< 酒井委員 >

こども医療費助成も議論があった。

< 立花委員 >

こども医療費助成は制度としては前進である。

国保とこども医療費の2点を掲載してはどうか。掲載項目数に制限はあるのか。

< 事務局 >

項目数に制限はない。議会だよりの紙面構成は現時点では決定されていないが、審査報告のスペースは通常1常任委員会で3分の1ページ程度である。議案内容を示し論点を明示しようとするれば、多くの項目を掲載することは非常に難しい。

< 立花委員 >

2項目でよい。

< 明田委員長 >

こども医療費、国保条例に関わる世帯別平等割に係る配慮の拡大、国保予算脳ドックの3項目が提案された。

< 西口委員 >

スペースがない。こども医療費、国保条例に関わる世帯別平等割に係る配慮の拡大の2項目とされたい。

< 明田委員長 >

こども医療費、国保条例に関わる世帯別平等割に係る配慮の拡大の2項目で整理する。

< 藤本委員 >

議案が否決されれば掲載できない。

< 竹田委員 >

委員会の審査内容として掲載される。基本的に本会議での議案の可否は関係しない。

< 明田委員長 >

基本的には可否は関係しないが、市民から見るとわかりにくいであろう。どのように整理するか事務局から説明を。

< 事務局 >

そもそも議会だよりに各常任委員会の審査内容を掲載する趣旨は、実質的に議案を審査する委員会において、議員間で議論があったことを記事とし、議案の論点、さらには市政の課題を明確にしようとするものである。議員間で意見が分かれるということは課題に対して様々な考え方が示されたことである。市民の代表である議員が議論によってどのように結論したかの過程を市民に知らしめる必要がある。議会だよりの記事はそのような観点から作成すべきであり、掲載項目も趣旨に沿って選定されるのが望ましいと考える。

< 苗村委員 >

脳ドックについては、議案の賛否は別にして積極的な実施を求める意見があった。

< 西口委員 >

脳ドックの自己負担が5割になると受診者が大きく減少するであろう。

< 苗村委員 >

脳ドックは委員会で議論になった。

< 西口委員 >

スペースがあれば掲載されたい。

< 藤本委員 >

こども医療費についても本来さらに助成を拡大すべきであるが、条例案としては一歩前進と理解し、よしとする意見があった。

< 明田委員長 >

スペースの制限があるが。

< 酒井副委員長 >

3項目の掲載はスペース的に厳しいであろう。国保の項目が重複することは。

< 立花委員 >

こども医療費条例の改正を掲載してはどうか。

< 西口委員 >

掲載内容を決定しなければならない期限は。現時点では議案の可否も確定していないが。

< 苗村委員 >

委員会の審査内容を掲載するので本会議での採決は基本的には関係しないが。

< 西口委員 >

そうであるが原稿はいつまでに確認しなければならないのか。

< 事務局 >

通常閉会日に原稿を確認いただいている。それまでに掲載項目の絞り込みをいただきたい。

< 西口委員 >

スペースがないので2項目か。

< 酒井副委員長 >

こども医療費は掲載する。国保関係のうちどちらを掲載するか。

< 苗村委員 >

原稿案を見てスペースを確認したい。

< 藤本委員 >

3項目の原稿を事務局で作成されたい。

< 立花委員 >

とりあえず作成された原稿案を見て検討したい。

< 明田委員長 >

原稿案を調整して掲載項目の検討をいただく。

4 月月例開催について

< 明田委員長 >

日程等意見はあるか。

< 苗村委員 >

4月24日(水)午後を希望する。

< 明田委員長 >

4月24日(水)午後1時30分から開催する。内容は今後調整する。

< 全員了 >

散会 ~ 16 : 12